

環境部

1 公害対策 4-3

(1) 公害関係苦情事務

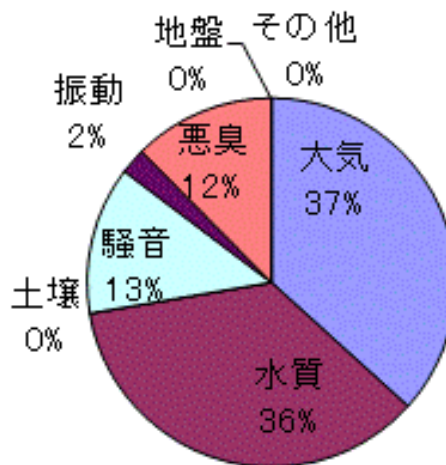
公害苦情紛争処理制度の一つとして、公害に関する苦情を紛争に発展する前の段階で迅速かつ適切に処理することにより、苦情申立者はもとより、地域住民の健康と生活環境を保持するという重要な役割を負っている。

近年の苦情の傾向としては、近隣住民同士のトラブルによるものが増加している。

<令和4年度公害苦情処理状況>

① 苦情処理件数

		令和4年度	
		件	%
典型 7 公害	大 気	65	37
	水 質	53	36
	土 壌	0	0
	騒 音	23	13
	振 動	4	2
	悪 臭	22	12
	地 盤	0	0
その他		0	0
合 計		167	100



② 被害の種類別件数

区 分	健 康	財 産	動・植物	感覚的 心理的	その他	合 計
件 数	21	2	0	105	39	167

③ 発生源の用途地域別件数

	住居 地域	近隣 商業 地域	商業 地域	準 工業 地域	工業 地域	工業 専用 地域	市街 化調 整区 域	その他	合 計
苦情 件数	42	5	10	10	1	0	96	3	167

(2) モニタリング業務

佐賀市の環境を客観的な数値等で把握するため、水質、騒音・振動、大気などの定期的な測定を行っている。

① 水質測定

ア 公共用水域水質調査

河川等の水質汚濁状況監視のため市内主要河川 91 地点で調査を実施

水域		年間調査回数	地点数		
河川	市内中心部		4	28	36
			12	8	
	南部地域	諸富町	4	5	32
		川副町	4	10	
		東与賀町	4	7	
		久保田町	4	10	
	北部地域	大和町	4	4	13
		富士町	4	5	
		三瀬地区	4	4	
湖沼	北山ダム	12	4	4	
海域	有明海	12	6	6	
			合計	91	

イ 河川農薬調査（9ヶ所：年1回）

畑等の殺菌剤として用いられているチオベンカルブによる水質汚染を監視するため河川の水質調査を実施

ウ 事業場等からの排水影響調査（15地点：年1～6回）

事業場から河川に排出された後の河川において水質汚濁状況監視のため 15 地点で調査を実施

エ 地下水調査（13ヶ所：年1回）

地下水汚染を監視するため調査を実施

オ 飲用井戸水監視地域調査（14ヶ所：年1回）

北部地域において飲用井戸水の地下水汚染を監視するため調査を実施

② 騒音・振動測定

ア 自動車騒音・振動調査（3ヶ所：年1回）

市内の道路に面した区域で道路交通に伴う騒音・振動の調査を実施

イ 一般環境騒音調査（2ヶ所：年1回）

市内の道路に面しない区域で一般環境騒音の調査を実施

ウ 自動車騒音常時監視（2区間：年1回）

市内の主な幹線道路における自動車交通等により発生する騒音を 24 時間連続測定し、道路に面する地域の環境基準達成状況を面的に評価

③ 大気測定（7ヶ所：年6回）

ガスパック法による二酸化窒素の測定を実施

(3) 各種届出

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、騒音規制法、振動規制法、及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく各種届出を受け付けている。

<令和4年度届出件数>

大気	水質	土壌	騒音	振動	公害防止	合計
2 (1)	104 (21)	103	53 (0)	42	8	312

*大気は一般粉じんのみ

*公害防止は公害防止主任管理者設置事業場を除く

*大気、水質、騒音の()内の数字は、届出受付件数のうち県条例に基づくもの。

(4) 立入調査

事業者の各法令遵守確認のため立入調査を実施し、監視指導を行っている。

<令和4年度立入調査件数>

大気	水質	騒音	振動	合計
4	50 (43)	0	0	54

*水質の()内の数字は、立入調査件数のうち排水の水質検査を伴うもの

2 環境衛生

(1) 衛生害虫（蚊）防除業務 4-3

佐賀大学医学部に「蚊の駆除に関する基礎研究」を委託し、「幼虫期（ボウフラ等）に対し、低魚毒性かつ汚染の低い薬剤を散布する方法が最善である。」との報告結果に基づき、昭和 61 年度から河川・水路等における幼虫の発生調査を行い、発生が確認されれば、薬剤 {スミラブ（昆虫成長制御剤）、ミディ（脱皮阻害剤）} を散布する方法に切り替えて実施している。

防除期間は 4 月から 9 月までで行っている。

○ 令和 4 年度 蚊防除対策事業集計表

	河川の箇所数			薬剤使用量(kg)		回数(延)	
	調査	幼虫発生	さなぎ発生	スミラブ ※4	ミディ ※5	調査	散布
通常 ※2	1,350	270	127	39.3	0.0	14,850	680
特別 ※3	111	32	14	0.0	4.8	1,221	95
総計	通常+特別			通常+特別			
	1,461	302	141	39.3	4.8	16,071	775

※1 いずれも佐賀市内（長崎自動車道以南）を対象とする。

※2 「通常」は、4～9 月までの期間、調査・散布を行う。

※3 「特別」は、同期間、大きな河川などに、セット動噴を使用して幼虫駆除を行う。

※4 スミラブ（昆虫成長制御剤）

0.05～0.1PPM の濃度で、手で直接河川に散布する。

※5 ミディ（脱皮阻害剤）

0.5～1.25PPM の濃度で、動力噴霧器にて直接河川に散布する。

※6 どちらも、河川等への汚染・魚毒性が少なく、幼虫・さなぎに抵抗力が付きにくい。

(2) 狂犬病予防注射及び犬の適正な飼育 4-3

① 犬の新規登録数及び狂犬病予防注射済数（令和 4 年度）

新規登録数	狂犬病予防注射済数
1,082 頭	7,132 頭

※ 犬の登録数 10,608 頭（令和 5 年 3 月 31 日現在）

※ 狂犬病予防法により犬の登録（生涯 1 回）及び年 1 回の狂犬病予防注射の接種が義務づけられている。

② 犬の登録手数料等（1 頭につき）

登録手数料	狂犬病予防注射済票 交付手数料	鑑札再交付 手数料	狂犬病予防注射済票 再交付手数料
-------	--------------------	--------------	---------------------

3,000 円	550 円	1,600 円	340 円
---------	-------	---------	-------

※狂犬病予防注射料別途 2,700 円（佐賀県獣医師会等）

③ 犬に関する苦情件数等（令和 4 年度）

苦 情 件 数						
放し飼い	吠 え 声	咬傷事故	フンの放置	徘徊犬	そ の 他	合 計
4 件	14 件	0 件	5 件	0 件	6 件	29 件

※ 平成 20 年 10 月 1 日から市による犬の引き取りは廃止

④ 犬のしつけ方教室

犬の飼い主が犬に対する正しい認識をもって飼育できるように犬のしつけ方教室を開催している。

○ 令和 4 年度実績

開 催 数
3 回

(3) その他の業務 **4-3**

① 地域猫推進事業

地域猫活動とは、地域住民の方々が、野良猫の不妊・去勢手術、エサの管理、フン尿の清掃など、これ以上野良猫が増えないようにしたうえで適正な管理を行い、野良猫による被害のない住み良い街づくりを目指す活動である。

市では、平成 21 年度から「地域猫推進事業」を導入し、地域住民の合意のもとに自治会または 3 人以上のグループで活動に取り組む場合、不妊・去勢手術の全部、または一部について助成を行なっている。

年 度	助成団体数	助成頭数	助成頭数累計
令和 4 年度	24 団体	150 匹	2,075 匹

野良猫は、飼い猫が外に出ることにより増加する一面があるため、市では平成 24 年度から、「飼い猫に対する不妊・去勢手術助成金事業」を導入した。これにより飼い猫の適正飼養を推進し、野良猫の増加を抑える一助としている。

年 度	助成者数	助成頭数	助成頭数累計
令和 4 年度	73 人	75 匹	922 匹

市等が管理する公園等に生息する野良猫が多数存在し、野良猫の増加にも影響していることから、市内の公園等に生息する野良猫の不妊・去勢手術を実施する団体に対し、平成 27 年度から、手術費用の全部について助成を行っている。

年 度	助成団体数	助成頭数	助成頭数累計
令和 4 年度	1 団体	64 匹	390 匹

② カラス対策事業

○ 令和4年度カラス威嚇攻撃対応実績

カラスによる繁殖期中（4月～7月）の威嚇攻撃から市民の安全を確保する対策として、平成22年度からヒナの捕獲や卵、巣の撤去を行っている。

雛の捕獲	巣の撤去	卵の回収
31羽	21箇所	3個

○ 令和4年度カラス捕獲処分数

平成26年度から、カラスによる生活被害を軽減するため、箱わなを使用したカラスの捕獲・駆除事業を実施している。

年度	ハシブトガラス	ハシボソガラス	ミヤマガラス	合計
令和4年度	117羽	806羽	0羽	923羽

○ 令和4年度カラス生息数調査

平成27年度から、佐賀市内での留鳥（ハシブトガラス、ハシボソガラス）のみの生息数と、渡り鳥（ミヤマガラス）を含めた生息数の調査を行っている。令和5年度からは営巣期である5月時点の生息数調査を開始。

年度	5月	10月	2月
令和4年度	1,103羽	5,187羽	8,971羽

3 環境マネジメントシステムの普及 4-1

(1) 取り組みの理由

「ISO14001」や「エコアクション 21 (EA21)」等の環境マネジメントシステム (EMS) は、事業者が事業活動における環境への負荷を減らすための有効な手段である。本市では、市内企業へのEMS普及を積極的に図り、事業者の自主的な環境活動を促進することで、佐賀市全域の環境負荷の低減を目指している。市役所自身も、旧佐賀市にて平成14年3月にISO14001適合事業所として認定を受け、環境施策の進捗管理を行うとともに、職員一人ひとりが環境問題への認識を深め、省エネルギー・省資源等に取り組んできた。平成22年度からは、ISO14001をベースとした独自の環境マネジメントシステムを運用し、引き続き環境負荷の低減に取り組んでいる。

(2) 佐賀市環境マネジメントシステムの仕組み

ISO (国際標準化機構) が定めた環境管理の国際規格である ISO14001 をベースに市役所が独自に構築した環境マネジメントシステムである。市役所では、まず市長が環境保全の将来方向 (環境方針) を決め、各部局で重点目標及び具体的な取り組みを設定し、これを達成するために環境組織を作って実行している。そして、これが確実に行われているのかをチェックし、必要に応じてシステムを見直し、改善を行っていく。

(3) 市内事業所への環境マネジメントシステムの普及

環境マネジメントシステムの認証を取得した市内の事業所は、令和4年度末までに139事業所ある (現在運用中の事業所は54)。佐賀市では、エコアクション21等の環境経営認証を初めて取得する市内の事業者取得経費の一部を助成している。しかし、令和4年度は助成金の活用はなかった。

	2017	2018	2019	2020	2021	2022
認証取得事業所数 (延べ数)	123	131	132	133	136	139

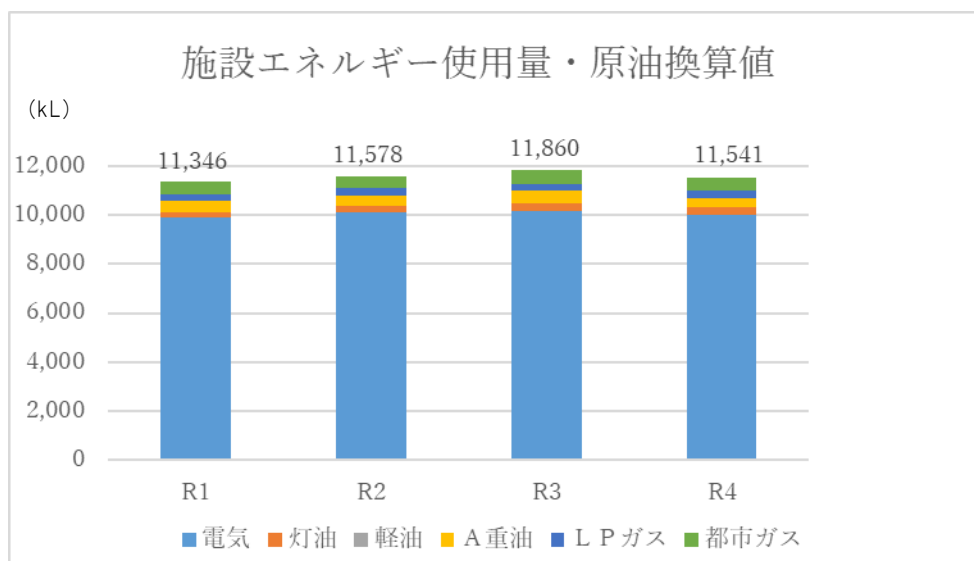
※エコアクション21とは、ISO14001規格をベースとしつつ、より広範な中小企業、学校、公共機関などが取り組めるように環境省が策定した環境経営システム。省エネルギー、廃棄物の削減・リサイクル、節水及びグリーン購入等への取組みを必須の要件とし、環境活動レポートを作成して公表することなどが規定されている。

(4) 市役所自身の取り組み

市役所では、平成21年度までは国際規格ISO14001に基づき構築した環境マネジメントシステムを運用してきた。平成22年度からは独自システムを運用しており、環境に配慮するための目標を設定し、その目標達成のため職員一人ひとりが日々努力している。

全庁共通の取り組み目標のうち、「コピー用紙購入量」については前年度に比べて12%増加、「職場排出物の削減」は、新型コロナウイルス感染症対策業務や組織改編による執務室移動の影響で廃棄物が増加した。「施設エネルギー (電気、ガス等) 使用量の削減」

は、使用量を原油に換算すると前年度比約 9.7%減少し、「自動車燃料使用量の削減」は 4.3%増加した。「グリーン購入」については、達成率 95.8%となった。



◇ 原油換算値算出方法

原油換算値 (kL) = エネルギー使用量 × 単位発熱量 × 0.0258 (原油換算係数 [kl/GJ])

※エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第2条第2項及び同施行規則第4条に基づいて算出しています。

4 地球温暖化対策の推進 4-1

(1) 佐賀市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

地球温暖化は、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つである。平成 9 年 12 月に採択された京都議定書を受けて、平成 10 年 10 月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定され、地方公共団体は、その事務事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画の策定と、実施状況の公表が義務づけられている。

これに基づき、佐賀市では現在、平成 28 年 7 月に策定した「第 2 次佐賀市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、市の事務事業に伴い発生する温室効果ガス排出量の削減への取り組みを進めている。

【第 2 次計画の目標】

市の事務事業に伴い発生する温室効果ガス総排出量を、2024 年度までに 2013 年度比で 13.3%削減する。

【直近（2021 年度）の状況】

温室効果ガス排出量 61,034 t-CO₂（2013 年度比 14.0%減）

(2) 佐賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、佐賀市域を対象に地球温暖化防止のための施策を総合的・計画的に進めていくために、平成 31 年 3 月に「佐賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定した。世界共通目標である「産業革命前からの平均気温の上昇を 1.5℃に抑える努力を追及」の達成に向け、温暖化対策と同時に地域の魅力向上や SDGs の達成に貢献するよう、市民・事業者・団体等と協働しながら温暖化対策に取り組む。

また、令和 2 年 10 月 20 日に、2050 年までに本市の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティさがし」を目指すことを表明し、計画にある中期目標（2030 年度の市域の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 27%削減）の早期実現や、2050 年の長期目標を計画改定時に「100%削減」（ゼロカーボンシティ）にすること等を見据えている。

【直近（2020 年度）の状況】

温室効果ガス排出量 1360.0 千 t-CO₂（2013 年度比 33.2%減）

(3) 省エネルギーの推進（令和 4 年度実績）

佐賀市では、長寿命で消費電力が少ない「LED 照明」への切り替え等、省エネ設備の導入を推進しエネルギー消費量の削減を図っている。

① LED 照明の普及推進

自治会が LED 防犯灯を新設及び補修する場合に助成金を支給した。

【実績】新設 133 灯、補修 54 灯

② 市施設の省エネルギー推進の取り組み

市役所自身も省エネの取り組みや再生可能エネルギーの導入を進めている。

ア 小中学校の省エネ改修

市内 2 校（東与賀小学校、諸富中学校）において、高圧水銀ランプ及びメタルハラ

イドランプを使用している屋内運動場の照明器具のLED化を行い、電気使用量の低減を図っている。

イ 自歩道照明の高効率化

市の自動車道、歩道の照明 1,954 基をLED照明に交換した。

ウ 証明書発行時等の省資源化

コンビニエンスストア等での証明書発行や市税納入時の口座振替利用を促進し、申請書や納付書の削減による省資源化を目指している。

(4) 再生可能エネルギーの推進

地球温暖化やエネルギー問題に対処するために、エネルギー消費の削減とともに「再生可能エネルギーの創出」はその対処方法として大きな柱となっている。このため佐賀市では、公共施設への再生可能エネルギーの導入を進めるとともに、市内への再生可能エネルギーの普及を図っている。なお、佐賀市の施設で導入している再生可能エネルギーは下記のとおり。

① 廃棄物発電（平成 15 年 3 月導入）

佐賀市清掃工場では、ごみを燃やした際に発生する熱を利用して廃棄物発電を行っている。発電した電気は清掃工場や健康運動センターで消費され、余った電気は電力会社を通して市内の小中学校等に供給されている。

② 廃棄物熱利用（平成 15 年 3 月導入）

ごみを燃やした熱は、廃棄物発電の他に、健康運動センター内の温水プールの水を温めることにも利用されている。温水プールに必要な熱は、全てごみを燃やした熱でまかなっており、温水プールの運営にボイラー等を使用しないため、その分温室効果ガス排出量を削減している。



健康運動センター



温水プール

③ 廃食用油再生プラント（平成 16 年 3 月導入、令和 2 年 3 月プラント更新）

家庭や事業所から排出される使用済み天ぷら油（廃食用油）を回収し、清掃工場内の再生プラントにて軽油の代替燃料であるバイオディーゼル燃料を精製し、市のごみ収集車や市営バス等の燃料として使用している。

従来のバイオディーゼル燃料は、利用できる車両が旧型エンジンに限られていたことから、軽油と同等質の高品質バイオディーゼル燃料を精製できるプラントに更新し、様々な実走試験を行った。実走は安定しており、今後は安定精製を目指している。



廃食用油再生プラント



燃料スタンド

④ 太陽光発電

1	市立図書館	30 k W (平成 22 年 5 月 導入)
2	本庁舎東側駐車場	3.4 k W (平成 23 年 10 月 導入)
3	南川副公民館	10 k W (平成 24 年 3 月 導入)
4	神野第 2 浄水場	100 k W (平成 25 年 3 月 導入)
5	兵庫小学校	11 k W (平成 25 年 4 月 導入)
6	成章中学校	11 k W (平成 25 年 4 月 導入)
7	市立小中学校(10 校)	計 728.68 k W (平成 25 年 導入)
8	嘉瀬公民館	11 k W (平成 25 年 4 月 導入)
9	春日北公民館	10 k W (平成 26 年 4 月 導入)
10	神野公民館	10 k W (平成 26 年 4 月 導入)
11	本庁舎	40 k W (平成 26 年 10 月 導入)
12	新栄公民館	9 k W (平成 27 年 4 月 導入)
13	久保泉公民館	9 k W (平成 29 年 3 月 導入)
14	松梅公民館	10 k W (平成 30 年 3 月 導入)
15	洞鳴の滝ふれあい館	4.4 k W (平成 30 年 7 月 導入)
16	若楠公民館	10 k W (平成 30 年 9 月 導入)
17	大詫間公民館	10 k W (平成 30 年 11 月 導入)
18	久保田公民館	10 k W (令和 2 年 3 月 導入)
19	中川副公民館	9 k W (令和 2 年 6 月 導入)
20	勸興公民館	10 k W (令和 3 年 6 月 導入)
21	循誘公民館	10 k W (令和 3 年 7 月 導入)



市立図書館

⑤ 消化ガス発電 (平成 23 年 4 月より稼動)

下水浄化センターでは、下水処理の過程で発生する消化ガスを使って発電し、発電した電気ですべて施設で使用する電力を補っている。また、発電設備の余熱を利用した消化槽の加温を行い、熱効率の向上を図っている。



消化ガス発電設備

⑥ 小水力発電

- ・佐賀市清掃工場では、機器を冷却するために循環している水を利用した小水力発電を行っており、発電した電気は電力会社を通して市内の小中学校に供給されている。

(平成 27 年 3 月より稼動)



佐賀市清掃工場
小水力発電設備

(5) 電気自動車の普及促進

平成 26 年度に設置した富士支所、道の駅大和そよかぜ館、諸富文化体育館、久保田特産物直売所味らん館の電気自動車充電設備の維持管理を行った。

(令和 5 年 1 月末に民間譲渡し、充電サービスは譲渡先により継続している。)

(6) 佐賀市環境行動指針

望ましい環境像を実現するため、環境基本計画には 4 つの基本目標と 2 つの基本目標横断プロジェクトを設定している。その目標を達成するため、市民や事業所がどのような環境配

慮行動をすべきかをわかりやすい指針としてまとめ、平成 21 年度に「佐賀市環境行動指針」を策定した。その後、地球温暖化対策の国民運動など新たな取り組みが開始されたことから、平成 28 年度に「佐賀市環境行動指針」を改訂した。

この指針は、市民や事業所が日常生活及び仕事の中で実践すべき具体的な行動を示しており、各行動によって得られる効果について、二酸化炭素の削減量及び節約金額に可能な限り換算している。

名称	項目数	内容
佐賀市環境行動指針市民編	54 項目	家庭でできる省エネ、ごみの減量 他
佐賀市環境行動指針事業所編	26 項目	事業所内でできる行動、移動時の行動 他

(7) 普及啓発等

ゼロカーボンシティの実現に向けて、市民や事業所が取り組む脱炭素施策を支援するため、市民及び事業者に向けた様々な温暖化対策事業の実施や普及啓発に努めている。

① 出前講座の実績

職員出前講座制度や団体等からの直接依頼などを通じて、「佐賀市環境行動指針」及び気候変動対策に関する出前講座を実施している。

	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
実施回数	1 回	6 回	0 回	1 回	3 回
参加者数	18 人	139 人	-	17 人	35 人

※令和元年度から講座名を変更している。

② ゼロカーボンシティさがし推進パートナー制度

「ゼロカーボンシティさがし」の実現に向けて、事業者と協働で取り組むためゼロカーボンシティさがし推進パートナー制度を開始した。令和 4 年度は情報発信やセミナーの開催等を通して普及啓発を行った。令和 4 年度パートナー認定者数 49 事業者。

- ・脱炭素経営セミナー 2 回
- ・会員メーリングリストによる情報提供

5 バイオマス産業都市さがの構築 4-1

(1) バイオマス産業都市さが

本市は、平成 26 年 7 月に「佐賀市バイオマス産業都市構想」を策定し、平成 26 年 11 月に地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした、環境にやさしく災害に強いまちづくりを目指す「バイオマス産業都市」として国から認定を受け、様々な取り組みを行っている。

① バイオマス産業都市として目指す将来像

暮らしから発生するごみ・排水、森林や製材所の未利用木材など「廃棄物であったものがエネルギーや資源として価値を生み出しながら循環するまち」（＝環境の保全と経済の発展が両立するまち）

② 将来像実現のための基本方針

- ・ごみ処理施設や下水処理施設などの既存施設の活用
- ・市が仲介役を果たし、バイオマス資源の有効活用による企業間の連携を実現



(2) 「佐賀市バイオマス産業都市構想」に基づく主なプロジェクト

① 清掃工場二酸化炭素分離回収事業

光合成で成長する農作物や藻類の生育促進など、二酸化炭素を資源として活用することを目的に、ごみ焼却時に発生する排ガスから二酸化炭素のみを回収できる設備を整備し、清掃工場周辺に藻類培養企業や植物工場などを誘致することで、新たな産業の創出や藻類産業の集積化を図っている。



② 藻類産業集積化事業

雇用の創出と地域活性化を目的として、藻類産業の集積化を進めている。

清掃工場北側では、約21ヘクタールの事業拡張用地を取得した藻類培養企業が新たに施設を整備し、培養事業を稼働させている（令和4年11月～）。

同社は今後、関連企業との連携・協業による展開も予定されており、新たな産業としての広がりや地場産業強化への貢献が期待されている。



③ 微細藻類の利活用による産業創出

低炭素社会の実現と新たな産業の創出を両立する「藻類によるまちづくり」を目指して、平成29年7月に「さが藻類バイオマス協議会」を設立し、会員企業（約70社）と共に藻類産業の発展に繋げる活動に取り組んでいる。

また、平成30年3月、佐賀大学構内に設置した「さが藻類産業研究開発センター」では、藻類の培養から加工抽出、利活用に関する研究開発を行っており、協議会と連携しながら産業化に向けた取り組みを進めている。



6 自然環境保全活動の推進 4-1

(1) 公共工事に係る環境調査

市が実施する公共工事が自然環境や野生の動植物に及ぼす影響の低減を図るため、動植物の専門家から助言を受け、工事の参考にしている。

- ① 公共工事予定についての情報提供（事業課）
- ② 調整が必要な事業の選別（環境政策課）
- ③ 選別した事業の環境調査（環境政策課、事業課）
必要に応じて専門家から現地で直接助言を受ける
- ④ 環境政策課所見を報告（環境政策課）
自然環境調査員の意見及び調査結果を参考に環境政策課所見を事業課へ報告する。
- ⑤ 実施内容の検討、実施・施工（事業課）
環境政策課所見を基に、対応の可否や内容について事業課にて検討、実施・施工する。
- ⑥ 工事完了及び移植等の報告（事業課）
- ⑦ 工事後及び移植等後の環境調査（環境政策課）

(2) 佐賀市自然環境懇話会

動植物等の専門家（佐賀市自然環境懇話会委員）からなる「佐賀市自然環境懇話会」を設置し、公共工事や市が抱える環境に関する諸課題に対して助言を受けている。

委員は次の事項について検討し、助言を行う。

- ① 自然環境の保全に関すること。
- ② 自然環境の調査に関すること。
- ③ 自然環境に関する教育、啓発に関すること。
- ④ その他自然環境に関して必要と認められること。

なお、令和4年度の実績は以下のとおり。

- ・委員数 4名
- ・開催数 2回
- ・工事検討件数 合計11件
- ・その他の議題 第5回佐賀市自然環境調査の調査地選定について

(3) 海洋プラスチックごみ対策の啓発

プラスチックごみの海洋流出については、近年、地球規模の問題となっている。気候変動の影響もあり、ここ数年、豪雨災害により有明海に面した佐賀市も毎回大きな影響を受けている。この問題は世界規模ではあるが、一人ひとりの意識や行動により抑制できることもある。令和4年度は、環境省が定める環境月間である6月に海洋プラスチック問題に関する下記イベントを開催し、市民への啓発活動を行った。

- ① 企画展：6月4日（土）～6月26日（日）
「海洋プラスチックごみについて考えよう」をテーマに、東よか干潟ビジターセンター「ひがさす」にて、海洋プラスチックに関するパネルや実物の海洋プラスチックごみを

展示した。

② 講演会：6月19日（日）

「科学の目で見えた海洋プラスチック汚染について」を演題とし、九州大学応用力学研究所の磯部篤彦教授に登壇いただいた（参加者 54 名）。

③ ワークショップ：6月26日（日）

東与賀海岸に漂着したマイクロプラスチックを用いた万華鏡づくりを実施し、海洋プラスチックごみ問題について学習する機会を設けた。

④ おはなし会：6月26日（日）

自然環境に関する興味を引き出すことを目的に、子ども向け絵本の読み聞かせ等を行った。

7 ラムサール条約湿地賢明利用推進事業 4-1

国際的に重要な湿地として、平成 27 年 5 月に「東よか干潟」がラムサール条約湿地に登録された。

湿原、沼沢地、干潟等の湿地は、多様な生物を育てており、水鳥の生息地として重要である。多くの水鳥は、国境を越えて渡りをすることから、湿地とそこに生息する生態系を保全する国際的な取り組みとして、1971 年に「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」が採択された。条約が採択された場所がイランのラムサールであったことから、一般的に「ラムサール条約」と呼ばれている。

この条約は、湿地と生態系の保全だけでなく、そこから得られる恵みを人々の生活に持続的に利用することを目的としている。

令和 5 年 7 月現在、締約国は 172 カ国で、日本では 53 カ所の湿地が登録されている。

東よか干潟の価値が国際的に認められたことで、多くの人々が有明海や干潟に目を向け、その価値や魅力について再認識し、有明海の保全・再生のきっかけの一つになることが期待される。

市では、干潟の保全を図るとともに、自然環境学習の場や観光資源としての利活用を図り、地域振興に繋げる取り組みを推進する。

(1) 東よか干潟の概要

- 東与賀町南端の有明海沿岸から沖合に広がる広大な泥干潟
- ムツゴロウやワラスボなどの魚類や、シオマネキなどの底生生物が多く生息し、地域特有の伝統的な漁法による漁業が営まれている。
- クロツラヘラサギ、ズグロカモメ、ツクシガモなどの絶滅危惧種を含む水鳥の国内有数の渡りの中継地・越冬地であり、シギ・チドリ類の渡来数は日本一。
- 秋の紅葉が美しい塩生植物シチメンソウ（絶滅危惧種）の国内最大の群生地

登録	平成 27 年 5 月 28 日
登録面積	218 h a
湿地のタイプ	干潟
保護の制度	国指定鳥獣保護区特別保護地区

(2) ラムサール条約の 3 つの柱

保全・再生	動植物の生息地としてだけでなく、私達の生活を支える重要な自然環境として、湿地を保全・再生していくことが重要である。
ワイズユース (賢明な利用)	湿地を守るために厳しく規制するのではなく、湿地から得られる恵みなどを利用しながら、人と自然環境が永続的に共存することを求めている。
交流・学習 (CEPA)	湿地の保全やワイズユースのために、交流、能力養成、教育、参加、普及啓発（CEPA：Communication, Capacity building, Education, Participation and Awareness）を進めることが重要である。

(3) 東よか干潟の環境保全及びワイズユースの推進

○東よか干潟環境保全及びワイズユース計画

東よか干潟の豊かな自然環境を郷土の、そして世界の財産として守り、未来へ引き継ぐとともに、観光、教育、研究、交流の拠点となることを目指し、東よか干潟に関わる関係者、市民及び行政が、相互に連携・協力しながら、東よか干潟の環境保全とワイズユースを進めていくための指針となる計画を平成 30 年 3 月に策定。

○東よか干潟環境保全及びワイズユース検討協議会

東よか干潟の保全及びワイズユースを促進することを目的とした組織。地域住民、学識者、研究者、農協、漁協、野鳥の会、商工会、観光協会、NPO 等、17 団体の 21 人で構成。

(4) 計画に基づく主な取り組み（令和 4 年度実績）

○「保全・再生」関係

- ・東よか干潟底生生物調査

東よか干潟の環境情報を収集するため、底生生物の実態調査を実施した。

- ・東与賀海岸清掃の活動支援

企業やボランティアが主体となって実施する清掃活動を支援した。

○「ワイズユース（賢明な利用）」関係

- ・東よか干潟周辺でのイベント開催

地域や関係団体等と連携し、シギチフェス、夕暮れコンサート、有明海の十三夜、さすフェス等のイベントを開催した。また、シチメンソウまつりについても、3 年振りに現地開催され、東よか干潟周辺へ観光客等の集客ができた。

- ・農業へのブランド活用

シギの恩返し米プロジェクトにより干潟と農業の共生の取り組みが行われた。

○「交流・学習」関係

- ・東よか干潟ボランティアガイドの運営

東よか干潟の価値や魅力を現地で伝える東よか干潟ボランティアガイドを運営し、来訪者の満足度向上とリピーターの確保に繋げた。

- ・東よか干潟ビジターセンター「ひがさす」の運営

東よか干潟の自然環境及び生物多様性の保全を推進するとともに、持続可能な利用による地域の活性化を図るための拠点施設である東よか干潟ビジターセンターの運営を行い、東よか干潟の価値や魅力を発信するとともに、環境保全の取組や交流・学習を推進した。

8 「トンボ王国・さが」づくり事業 4-1

佐賀市は網の目のように張り巡らされた河川やクリークを有している。平成元年にふるさと創生事業に取り組むにあたり、多様な水辺を愛する市民のシンボルとして「トンボ」を掲げた。豊かな水辺環境を積極的に活かしたまちづくりを推進するため、「トンボ王国・さが」づくりに取り組んでいる。

(1) 令和4年度事業内容

① 自然観察会「さかの生き物さがし2022」

	月 日	内 容	場 所
第1回	6月11日 22名	トンボの採集と観察	金立公園
第2回	7月16日 24名	平野の魚の採集と観察	神野公園
第3回	10月22日 11名	干潟の生き物の採集と観察	東よか干潟

② トンボ写真コンクール

ア 第33回トンボ写真コンクール

i 応募総数 851点（県内撮影部門：228点、県外撮影部門：623点）

ii 入賞作品展示 佐賀市エコプラザ（10月14日～23日）
東よか干潟ビジターセンター「ひがさす」
（10月26日～11月6日）
佐賀市立図書館 2階中央ギャラリー（11月9日～20日）
イオンモール佐賀大和（11月28日～12月16日）

イ トンボカレンダー 入賞作品を掲載したカレンダーを作製し、公共施設等に配布した（1,000部作製）。

③ トンボ保全活動

佐賀県が準絶滅危惧種に指定するトンボ「ミヤマアカネ」を保全するため、富士小学校 5年生及びNPO法人と生息地の環境を整備した。

9 学校教育における環境学習 4-1

持続可能な社会を実現するためには、子どもたちが身近な体験の中から環境問題を学び、正しい知識を身につけ、その成果を生活に結び付けられる環境学習を行うことが必要である。このため、全佐賀市立小中学校における継続的な学習システムの普及に、佐賀市教育委員会と連携して取り組んでいる。

学校生活において子どもたちが自ら環境保全活動を企画・実践し、環境にやさしい学校づくりを目指す「佐賀市学校版環境 I S O」制度を平成 14 年度に設けた。平成 22 年度中に、全佐賀市立小中学校（53 校）が認定を受けている。

(1) 令和 4 年度事業内容

① 教職員対象研修会の開催

ア 小中学校環境教育関係者研修会

（小中学校の環境教育担当者及び小学 4 年生の担任等が対象）

② 環境学習の成果発表

ア 子ども環境ポスター展

③ 佐賀市学校版環境 I S O

ア 令和 4 年度佐賀市学校版環境 I S O 審査

i 報告審査 1 15 校

ii 報告審査 2 21 校

iii 更新審査 14 校

④ その他

ア 小学校 4 年生社会科副読本「くらしとごみ」作成、配布

イ 東よか干潟学習及び清掃工場等見学バス借上げ事業

10 大学と連携した環境学習の推進（SDGs 実践行動の推進）

4-1

佐賀市では、SDGs の目標達成に向けた人材育成及び実践的な行動を促進することを目的とし、佐賀大学全学教育機構、リコージャパン株式会社マーケティング本部佐賀支社、佐賀SDGs 官民連携円卓フォーラムと連携し、佐賀大学の授業科目「佐賀 SDGs グローカルアクション I」の一般開放や市内事業所等を対象とした「佐賀 SDGs 推進ネットワーク勉強会」を実施し、市内事業所等の SDGs への取り組みを支援している。

(1) 令和 4 年度実績

①佐賀 SDGs グローカルアクション I（佐賀大学授業開放科目）

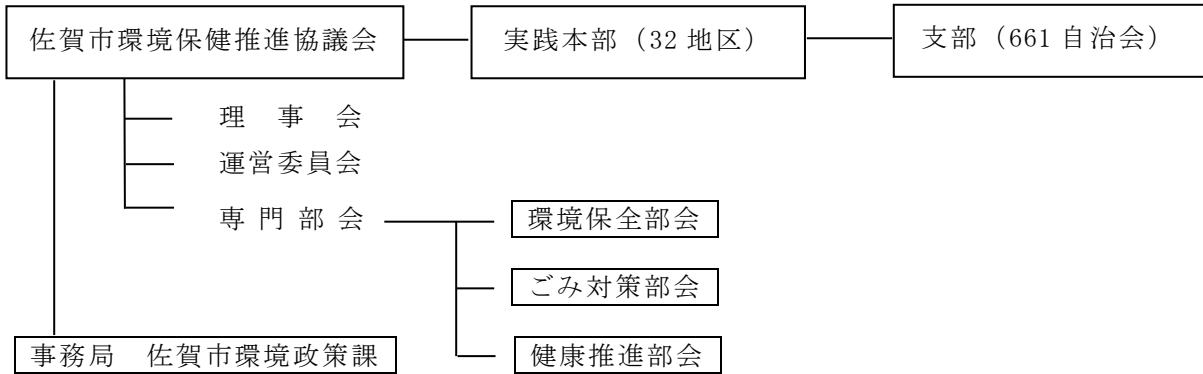
一般受講者（佐賀大学生除く）：24 名

②佐賀 SDGs 推進ネットワーク

	月 日	概 要
設立にむけた準備会	6 月 28 日 (37 名)	<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀 SDGs グローカルアクションとは ・各団体の SDGs への取り組み紹介 (株) 西村商店、田島 (株) ・クロストーク など
第 1 回 (設立記念事業)	9 月 28 日 (27 名)	<ul style="list-style-type: none"> ・講演「企業のインナーマッスルを鍛えるための SDGs セミナー」(株) 大川印刷 代表取締役社長 大川氏 ・分科会 など
第 2 回	11 月 30 日 (28 名)	<ul style="list-style-type: none"> ・事例発表「自社の SDGs 推進のために取り組むわたしの苦労話」大坪産業 (株) 営業部課長 御厨氏 ・意見交換 など
第 3 回	1 月 25 日 (11 名)	<ul style="list-style-type: none"> ・講演「リコージャパン (株) の採用活動における SDGs の取り組み」リコージャパン (株) 人事・コーポレート本部人事センター人財サポート室採用グループ 内藤氏 ・意見交換 など

1 1 佐賀市環境保健推進協議会 3-4・4-1・4-2・4-3

(1) 組織



(2) 事業

年 月 日	事 業 内 容
令和 4 年 7 月 3 日	視察研修（鹿島市） SDGs に関する基調講演、干潟交流館見学
令和 4 年 10 月～11 月	ごみ対策部会 家庭でのプラスチックごみ分別実証実験 :52世帯 参加者177名
令和 4 年 10 月 22 日	健康推進部会 にこにこさがしウォーク（佐賀県立森林公園） : 参加者 2 名
令和 5 年 1 月 17 日	環境保全部会 クールチョイスとエコドライブ講習会 : 参加者 11 名
令和 5 年 1 月 20 日	健康推進部会 食の健康教室（栄養講話、調理実習、実食） : 参加者 12 名
令和 5 年 2 月 14 日	環境保健推進大会 功労者表彰式： 事業所功労 1 社、個人功労 1 名、団体 2 団体、 退職者功労 30 名、永年勤続者 9 名
令和 5 年 2 月 20 日	環境保全部会 洞鳴の滝ふれあい館見学、電力についての研修会 : 参加者 3 名
令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月	地区組織活動、部会活動事業
令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月	環境保健推進協議会理事会 3 回
令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月	【環境保全部会】 1. 不要な電源を OFF にして節電に努める。 2. エアコンを使うときはうちわやサーキュレーターを併用して効率的に使用する。

	<p>3. 車の“長時間アイドリング”や“急加速”等無駄を無くして環境にやさしい運転に努める。</p>
	<p>【ごみ対策部会】</p> <p>1. 不要な使い捨てプラ（ストロー、スプーンなど）を貰わない。</p> <p>2. 「てまえどり」を実践して食品ロスを削減する。</p> <p>3. SDGsについて学習する。</p>
	<p>【健康推進部会】</p> <p>1. 自身の健康管理のため、年に一度は健診を受ける。</p> <p>2. ラジオ体操やウォーキングなど適度な運動を行う。</p> <p>3. 栄養バランスのとれた食生活を心掛ける。</p>

1 2 佐賀市エコプラザ管理運営事業 4-1

○ 令和4年度エコプラザ総来館者数実績

区 分		団体数・実施回数	来館者数
施設見学	幼稚園/保育園	29 団体	511 名
	小学校	75 団体	3,848 名
	中学/高校/大学	1 団体	105 名
	その他団体	21 団体	486 名
	個人見学	—	1,208 名
	視察（行政・企業等）	115 団体	896 名
	計	241 団体	7,054 名
講座・イベント	3 R に関する講座	92 回	609 名
	3 R に関するイベント	19 回	2,491 名
	リペア・レンタル	72 回	163 名
	再生ゾーン個人来館	—	14,972 名
	計	183 回	18,235 名
貸 出	2 階大会議室	159 団体	6,450 名
	環境ラボ	21 団体	107 名
	計	180 団体	6,557 名
合 計			31,846 名

(1) 佐賀市エコプラザごみ減量啓発ゾーン管理運営事業

◎ 事業内容

環境学習の拠点として位置づけられた「佐賀市エコプラザ」において、施設見学案内、再生品の展示、広報活動、各種講座の実施など、3 R の推進に係る啓発業務を行った。

◎ 事業目的

佐賀市の環境学習の拠点として、市民に3 R（ごみの減量・再利用・再資源化）の推進を目的としたごみ問題の啓発業務を展開し、市民の自発的な環境に配慮した行動に繋げることで、脱炭素社会、循環型社会及び自然共生型社会の構築と生活環境の向上に繋げることを目的とする。

◎ 事業開始年度 平成15年度（平成15年8月17日開館）

※平成17年度から「ごみ減量啓発業務」としてNPO法人に運営委託

※平成28年2月に、廃棄物に関する情報だけでなく、環境全般に関する情報の発信拠点として、「佐賀市エコプラザ」をリニューアルオープン

※令和5年3月に、施策の変化や展示機器の老朽化等に伴い、2階中央ホールと体験学習コーナーの一部更新を行った。

13 ごみ処理 4-2

(1) 分別収集

① 佐賀地区・大和町・富士町・川副町・東与賀町・久保田町

区分	対象物	収 集			処 理	
		回数	形態	場所	形態	方法
燃えるごみ	生ごみ、紙くず、廃プラスチック等	週2回	直営/ 委託	ステーション	直営	焼却→資源化・埋立て
燃えないごみ	金属、ガラスくず、陶磁器、電球	月2回	委託			プレス→資源化 破砕→埋立て
資源物	新聞・チラシ	月2回	直営/ 委託		業者 売却	資源化
	雑誌・包装紙・箱類					
	ダンボール					
	牛乳パック					
	布類					
	ペットボトル					
	ビン・缶	委託	委託			
	廃食用油	週1回	直営	回収拠点	直営	
電池類	乾電池、コイン電池、ボタン電池、二次電池、電気シェーバー、電動歯ブラシ、電子タバコ、モバイルバッテリー	月2回	委託	ステーション	委託	
蛍光管・体温計	蛍光管、水銀の体温計・温度計					
粗大ごみ	指定袋に入らない大型家具等	ステッカー方式:月1回 臨時収集: 随時		戸別	直営	リユース→リユース品販売 焼却→資源化・埋立て 破砕→資源化・埋立て

② 諸富町・三瀬地区（処理主体は脊振共同塵芥処理組合）

区分	対象物	収 集			処 理	
		回数	形態	場所	形態	方法
燃えるごみ	生ごみ、紙くず、廃プラスチック、布等	週2回	委託	ステーション	組合 直営	焼却→資源化・埋立て
燃えないごみ	金属、ガラスくず、陶磁器等	月2回			一部 委託	破砕→資源化・埋立て
資源物	空缶・空ビン	月1回			委託	ステーション
	ペットボトル					
	新聞・広告					
	雑誌類					
	紙パック					
	トレイ					
	ダンボール					
	廃食用油	週1回	直営	回収拠点	直営	
有害ごみ	蛍光管・電球、乾電池、体温計等	月2回	委託	ステーション	委託	
粗大ごみ	指定袋に入らない大型家具等	ステッカー方式:月1回 臨時収集: 随時		戸別		

(2) ごみ処理事業の内容

① 指定袋制度

【歳入】

- ア 指定袋ごみ処理手数料 415,345 千円 (13,467,800 枚)
- イ 指定袋広告料 250 千円

【歳出】

- ア 指定ごみ袋製造経費 120,926 千円 (12,013,600 枚)
- イ 指定ごみ袋販売手数料等 64,803 千円

② ごみ減量啓発事業

事業名	件数	事業費(補助金交付額)
資源物回収奨励金	183 団体	2,166 千円
家庭用生ごみ処理容器購入費補助金	非電動タイプ 82 件 電動タイプ 31 件	680 千円

③ ごみステーションの適正管理

事業名	件数	事業費(補助金交付額)
ごみステーション維持管理活動補助金	663 団体	39,568 千円
カラスネット購入費等補助金	ネット 43 枚 BOX 型 40 ヲ所 ネット BOX 型 36 ヲ所	3,149 千円

(3) 施設の概要

① 佐賀市の施設

ア 清掃工場

- i 所在地 佐賀市高木瀬町大字長瀬 2369 番地
- ii 竣工 平成 15 年 3 月
- iii 処理品目 燃えるごみ及び可燃粗大ごみ(燃えるもの)
- iv 処理能力

■ ごみ処理施設 300 t / 日 (100 t / 24h × 3 系列)
全連続燃焼ストーカ式焼却炉

イ リサイクル工場

- i 所在地 佐賀市高木瀬町大字長瀬 2369 番地
- ii 竣工 平成 16 年 3 月
- iii 処理品目 燃えないごみ及び不燃粗大ごみ(燃えないもの)、ペットボトル、紙類、布類
- iv 処理能力 24 t / 日

■ 不燃ごみ、不燃性粗大ごみ処理設備	13t/5h
■ 紙類圧縮梱包設備	9 t /5 h
■ ペットボトル減容梱包設備	2 t /5 h
■ 古紙、古布等貯留保管設備	約 370 m ²

ウ 廃食用油再生工場

i 所在地	佐賀市高木瀬町大字長瀬 2369 番地
ii 竣工	令和 2 年 3 月
iii 処理品目	廃食用油
iv 処理能力	7200 / 日

エ 佐賀市一般廃棄物最終処分場

i 所在地	佐賀市嘉瀬町大字十五新地籠内
ii 埋立開始	昭和 56 年 10 月
iii 埋立地面積	146,400 m ²
iv 全埋立容量	450,900 m ³
v 残余容量	78,471 m ³ (令和 5 年 3 月末現在)

オ 清掃工場南部中継所

i 所在地	佐賀市川副町大字犬井道 5727 番地
ii 機能	主に家庭系ごみを受け入れ、一時的に仮置きした後、中間処理施設へ収集運搬する。

② 脊振共同塵芥処理組合 (別添参照)

③ 関連施設

株式会社佐賀資源化センター (第 3 セクター方式による法人)

i 所在地	佐賀市嘉瀬町大字十五 2724 番地 1
ii 処理品目	ビン・缶類
iii 処理内容	選別、圧縮減容、保管
iv 処理能力	20t / 日

(4) ごみ総排出量（佐賀市全域）

（単位：トン）

年度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
収集人口（人）	10 月 1 日現在	231,725	230,531	229,662	
収集	可燃ごみ	直営	10,100	9,902	9,840
		委託	31,091	30,442	30,114
		許可	18,543	18,464	18,494
		小計	59,734	58,808	58,448
	不燃ごみ	直営	—	—	—
		委託	1,861	1,682	1,548
		許可	10	6	5
		小計	1,871	1,688	1,553
	資源物	ペットボトル	595	625	661
		ビン・缶	2,018	1,932	1,880
		紙・布類	3,085	3,057	2,856
		廃食用油	114	110	106
		小計	5,812	5,724	5,503
	粗大ごみ	直営	0	1	0
		委託	645	755	695
		許可	50	43	31
		小計	695	799	726
有害ごみ	委託	9	8	10	
	計	68,121	67,027	66,240	
直接搬入	計	13,065	12,114	11,316	
処分業	可燃ごみ	1,826	1,045	2,320	
	総量	83,012	80,186	79,876	
	集団回収	855	798	723	
	合計	83,867	80,984	80,599	

14 し尿処理 4-3

収 集：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において定められた「一般廃棄物処理実施計画」において収集の地区割りを行い、許可業者（一部委託業者）が各地区を収集している。

処 理：佐賀市衛生センター（佐賀地区、諸富町、富士町、川副町、東与賀町）
 クリーンセンター天山（大和町、久保田町）
 三神地区汚泥再生処理センター（三瀬地区）

(1) 処理状況

（単位：KL）

年 度		30	元	2	3	4	
収 集 量	し 尿	委託	167	170	152	145	135
		許可	23,224	23,310	21,941	21,062	20,003
		計	23,391	23,480	22,093	21,207	20,138
	浄 化 槽 汚 泥	委託	10,001	10,960	10,783	11,084	10,722
		許可	15,245	14,613	14,401	13,361	14,694
		計	25,246	25,573	25,184	24,445	25,416
合 計		48,637	49,053	47,277	45,652	45,554	
処 理 量	し 尿	佐賀市衛生センター	17,475	17,457	16,285	15,588	14,698
		クリーンセンター天山	5,360	5,471	5,242	5,072	4,937
		三神地区汚泥再生処理センター	556	552	566	547	503
		計	23,391	23,480	22,093	21,207	20,138
	浄 化 槽 汚 泥	佐賀市衛生センター	16,243	16,585	15,644	15,239	15,885
		クリーンセンター天山	7,740	7,677	8,156	7,879	8,152
		三神地区汚泥再生処理センター	1,263	1,311	1,384	1,327	1,379
		計	25,246	25,573	25,184	24,445	25,416
合 計		48,637	49,053	47,277	45,652	45,554	

○ 令和 4 年度地区別処理状況

(単位：KL)

地区	佐賀	諸富	大和	富士	三瀬	川副	東与賀	久保田	合計
し尿	8,573	1,100	4,390	318	503	4,157	550	547	20,138
浄化槽汚泥	10,023	811	7,221	1,387	1,379	3,017	647	931	25,416
合計	18,596	1,911	11,611	1,705	1,882	7,174	1,197	1,478	45,554

(2) 施設の概要

- 名称 佐賀市衛生センター
- 所在地 佐賀市巨勢町大字牛島 528 番地
- 敷地面積 16,027 m²
- 竣工 平成 3 年 3 月
- 処理能力 260 k l / 日 (し尿 175 k l / 日、浄化槽汚泥 85 k l / 日)
- 処理方法 高負荷脱窒素処理
- 放流先 公共下水道
- 焼却炉 15 t / 日
- 総工事費 2,410,000 千円